

岩倉市市民参加条例検討委員会議事録

会議名称	第1回岩倉市市民参加条例検討委員会	
開会及び閉会日時	平成26年6月6日(金) 午後3時から午後5時30分	
開催場所	岩倉市役所 会議室7	
委員長氏名	小林 慶太郎	
出席委員 所属等、氏名	四日市大学教授 岩倉市区長会 ローカル・ワイド・ウェブいわくら いわくら・ユニバーサルデザイン研究会 市民公募 市民公募 市民公募 総務部行政課長 市民部市民窓口課主幹 総務部秘書課主査	小林 慶太郎 中島 徳男 安江 弘雄 大野 代志子 永野 宗久 沖田 明美 加藤 政雄 中村 定秋 近藤 玲子 兼松 英知
事務局 職氏名	市長 総務部長 企画財政課長 企画財政課主査 企画財政課主任 企画財政課主事 企画財政課主事 企画財政課主事	片岡 恵一 柴山 俊介 長谷川 忍 加藤 淳 小出 健二 須藤 隆 宇佐美 祐二 渡部 正樹
会議次第	1 委嘱状交付 2 市長あいさつ 3 自己紹介 4 委員長及び職務代理者の選出 5 ミニ講演「協働と市民参加」 四日市大学 小林 慶太郎教授 6 市民参加条例について (1)協働の取組について (2)岩倉市自治基本条例について (3)(仮称)岩倉市市民参加条例の策定に係る基本方針 (4)策定スケジュール (5)質疑等 7 その他	
配布資料	1 次第 2 資料1：委員名簿 3 資料2：岩倉市市民参加条例検討委員会条例 4 資料3：岩倉市の協働の歩み 5 資料4：岩倉市自治基本条例解説 6 資料5：岩倉市自治基本条例パンフレット 7 資料6：(仮称)岩倉市市民参加条例の策定に係る基本方針 8 資料7：岩倉市市民協働ルールブック 9 資料8：(仮称)岩倉市市民参加条例検討スケジュール 10 資料9：他市条例対照表、その1、その2	

議事録

次第4～7について

4 委員長及び職務代理者の選出

[委員の互選により委員長には小林委員を選出、職務代理者には委員長の指名により安江委員を選出]

委員長あいさつ

他の自治体の事例を単に真似るのではなく、岩倉市の身の丈に合った、岩倉市民が使いやすい条例を作っていきたい。

5 小林教授によるミニ講演「協働と市民参加」

[講演については、別途内容を記した資料を作成]

6 市民参加条例について

[事務局より(1)～(3)について資料説明の後、質疑応答]

委員 資料6の総則の検討事項について、コミュニティの責務とあるが、あくまで例として記載があるだけで、こだわる必要はないと捉えてよいか。同様に、市民参加手続きの検討事項の第三者機関についても一つの例としての認識でよいか。

事務局 他市の条例を参考にして検討事項の例として挙げたものであり、雛形として定めるものではない。実際の検討事項については、今後の協議の中で必要なものを盛り込んでいきたいと考えている。

委員長 自治基本条例の第10条と第12条にあるとおり、市民参加と協働及び住民投票については別に考えることとし、その際には、市民が分かりやすく、参加しやすくすることを念頭に考えるということが重要であり、条例を検討する上での基本方針となる。

委員 自治基本条例の中で市民の定義がされているが、市民参加条例の中での市民はどのように定義するのか。また、住民投票における住民はどのように定義するのか。

事務局 市民と住民を比較すると市民のほうが概念として広い。住民について自治基本条例の中で定義していないのは、住民投票について定める条例の中で定義するものとしているためであると解釈している。

委員長 市民参加における市民については、自治基本条例で定義したとおり、市内に居住、通勤、通学する個人及び市内で事業又は活動を行う個人又は団体を指す。住民投票における住民については、この市民参加条例検討委員会において定義していくというこ

とになる。

委員 住民投票における住民の定義は、その議論となる内容において、影響を受ける対象ごとに変化するのではないか。

委員長 影響を受ける人に合わせて定義を変えることは、技術的にはとても難しい。しかし、必要とするのであれば、そのような提言をするための議論をしていかなければならない。

委員 講義の中にも触れられていたように、市民側からの参加の要求と行政側からの効率の追求というギャップが存在する。そのギャップの埋め方において、市民参加の手続きと比較すると、効率の追求に対してあまり目を向けられていないのではないか。

委員長 市民と行政で目的や目標が共有されていなかったためではないか。行政側には効率を追求したいという思いがあるが、市民側には自分の意見を反映させたいという思いがある。相互理解もできていなかった。それを踏まえて、何のために協働するかという目的や目標を共有するように定めたほうが良いかもしれない。協働と参加とは概念が異なる。協働は、主体としての双方が対等である。参加は、行政が何かを実行するときに市民の意見を聞くという点で対等ではないと考えられる。

委員 参加という行為についてはいろいろな方法がある。協働とは、その中の方法の一つであると解釈している。参加と協働は、車の両輪のような性格のものでどちらも欠くことはできないと考えている。

委員長 事務局の説明の中では、一般的な市民参加条例の中では協働について規定されていないとあったが、安江委員の意見では明確に規定する必要があるということである。

様々な参加手法を取り入れていけばいくほど非効率となるのは事実であり、その中で、どう折り合いをつけていくかということが課題である。

委員 目的を共有して協働することで効率が上がると考えることができるのではないか。

委員長 パブリックコメントやアンケートを実施すればお金や時間がかかる。ただ、しっかりと市民の意見を反映させていくことで、大半の理解や納得が得られるため、後から不満が出たり軋轢が生じたりすることが少なくなる。その結果、総合的に見れば効率が良くなると考えることができる。

委員 市民団体を立ち上げた当時は非効率なことが多かった。しかし、職員と一緒に意見を出し合いながら協働することで徐々に効率が良くなっていった。市民参加についても、条例を定めることで直ちに効率が良くなるということではなく、試行錯誤を重ねることが重要だと考える。

委員 拙速に効率を追及し過ぎると、様々な支障が出てくる可能性がある。広く意見を取り入れてしっかりと考えていく必要がある。

委員 今後、他の自治体を参考にしていく上で、なるべく多くの成功例を紹介してほしい。

委員長 議論をしていく上で、検討項目を表面的になぞるだけでは成功できない。ある項目について、どのように定めればより機能的になるかということを常に掘り下げて検討する必要がある。講義の中には、そのような注意喚起の意味も含めている。

委員 これまでの経過や今後の取組みを考える中で、あらためて重要性を実感している。各委員に様々な考えや思いがある中で、率直な意見を出し合い、良い形に進めていけると感じている。

委員 これまでは協働については、強制力のないルールブックが主体であったが、条例として制定することで拘束力や責務が生じる。その重要性を理解し、今後、学習を重ねて貢献していきたいと考えている。

委員長 強制力や拘束力によって縛られるのは行政の側である。条例で定めた事項を実行しなければ条例違反となってしまう。理想を追求し過ぎると、行政が立ち行かなくなってしまう可能性がある。バランスを調整しながら検討を進めていく必要がある。

[事務局より（４）について策定スケジュールについて説明]

委員 検討事項の順序について、総則を最後にしたのはなぜか。

委員長 用語の定義というものは、内容を議論していく過程で自ずと定まっていくものであるため。そもそも、基本的な用語の定義は、自治基本条例において定められており、その範囲の中で議論をしていくことになる。また、最後に検討することで、全体の見直しを兼ねることもできる。

7 その他

今後の日程

- ・第2回 平成26年7月8日（火）
- ・第3回 平成26年8月7日（木）
- ・第4回 平成26年9月12日（金） いずれも午後2時から